

令和8年3月定例教育委員会 会議次第

日時 令和8年3月10日（火）

午前9時から

場所 北庁舎 第5会議室

1 開会宣言

2 あいさつ（教育長報告）

3 議事録署名者の指名

（川上委員）

4 決定承認事項

- (1) 文化財指定の申請について [資料1 生涯学習課]
- (2) 長久手市体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について [資料2 生涯学習課]
- (3) 長久手市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について [資料3 生涯学習課]
- (4) 長久手市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について [資料4 教育総務課]
- (5) GIGAスクール構想の整備事業計画について [資料5 教育総務課]
- (6) 長久手市社会教育委員の委嘱について [資料6 生涯学習課]
- (7) 長久手市文化財保護審議会委員の委嘱について [資料7 生涯学習課]

5 報告事項

- (1) 後援・推薦名義専決処分の報告 [資料8 教育総務課]
- (2) 教育委員会及び関係各課からの報告
 - ア 生涯学習課 [資料9]
 - イ みどりの推進課（平成こども塾） [資料10]
 - ウ 中央図書館 [資料11]
 - エ 給食センター [資料12]
 - オ 教育総務課 [資料13、資料14]

6 報告事項【非公開】

就学援助認定者数報告

7 今後の予定

- (1) 4月定例教育委員会
4月3日（金）午前9時から 第5会議室
- (2) 愛日地方教育事務協議会（宗委員）
4月14日（火）午後2時から 日進市民会館
- (3) 令和8年度愛知県市町村教育委員会連合会第1回理事会（川上委員）

- 5月8日（金）午後2時から 研修室
- (4) 5月定例会教育委員会
5月12日（火）午前9時から 第5会議室
- (5) 愛日地方教育事務協議会（宗委員）
5月12日（火）午後2時から 日進市民会館



あいさつ運動・ごみ拾い運動に取り組んでいます。

あたたかく美しいまちをつくりましょう！

様式第1号(第2条関係)

指定
認定 申請書

令和8年1月30日

長久手市教育委員会 殿

住所 長久手市西浦401番地

氏名 景行天皇社

代表役員 丹羽 亜

(名称及び代
表者氏名)

長久手市文化財保護条例の規定による市指定有形文化財
市指定無形文化財
市指定有形民俗文化財
市指定無形民俗文化財
市指定史跡
市指定名勝
市指定天然記念物

指定
認定を受けたいの

で、下記調書を提出いたします。

記

- 種別及び名称
有形文化財 進物太刀
- 員 数
4口 (含残欠)
- 所在の場所
長久手市西浦401番地 景行天皇社
- 所有者等の氏名(名称)及び住所
長久手市西浦401番地 景行天皇社



5 現状(品質、形状、構造、重量、大きさ、地積等)

(1) 進物太刀(鍔韋包風黒塗鞘糸巻太刀)

制作時期 江戸時代(17世紀)

総長 106.5cm 柄長 21.2cm 鞘長 84.5cm

鐔 縦 9.4cm 横 6.9cm 耳厚 1.0cm

柄 布着、紫糸巻(但し糸欠損、現状麻苧にて仮巻)

鞘 木製、鍔韋風黒漆塗、渡巻 現状露頭木地に微かに布付着痕

鐔 木瓜形 木製、覆輪 真鍮、切羽 欠損

金具等 兜金・猿手・足・責金・鐙・芝引・雨覆 真鍮葵唐草文打出

緒所 帯取 布痕、太鼓金1 真鍮葵紋打出、真鍮無文革先金物1、太刀緒欠

ツナギ 鉄 刀身部長さ21.9cm 茎部9.1cm 孔無し
佩裏に「四」と墨書

その他 紙製紫柄糸の残欠あり(30cm程度2本)

蓋表に「徳川家康奉納木太刀」、蓋裏に「平成十年三月吉日 調製」と墨書ある桐箱に収まる。

(2) 進物太刀残欠(鍔韋包風黒塗鞘)

制作時期 江戸時代(17世紀)

鞘長 84.6cm

鞘 木製、鍔韋包風黒塗、渡巻 萌黄地錦着 紫糸(紙)残置

金具等 鞘口・足・責金・鐙・芝引・雨覆 真鍮葵唐草文打出

緒所 帯取 欠損、太鼓金(一の足の一つ) 真鍮葵紋打出、

その他 蓋表に「徳川家康奉納木太刀」、蓋裏に「平成十年三月吉日 調製」と墨書ある桐箱に収まる。

(3) 進物太刀(鍔韋包風黒漆鞘糸巻太刀)

制作時期 江戸時代(17世紀)

総長 107.5cm 柄長 21.0cm 鞘長 85.0cm

鐔 縦 9.6cm 横 7.0cm 耳厚 1.1cm

柄 布着、紫糸巻残存

鞘 木製、鍔韋包風黒漆塗、渡巻 布着紫糸巻残存

鐔 木瓜形 木製、覆輪 真鍮、切羽 なし

金具等 兜金・縁・鞘口・足・責金・鐙・芝引・雨覆 真鍮葵唐草文打出

緒所 帯取 欠損、太鼓金(二の足の一つ) 真鍮葵紋打出

ツナギ 鉄 刀身部長22.2cm(柄から抜かず茎長の計測と孔確認せず)

佩裏に「二」と墨書

その他 蓋表に「徳川家康奉納木太刀」、蓋裏に「平成十年三月吉日 調製」と墨書ある桐箱に収まる。

(4) 進物太刀残欠(鍔韋包風黒塗鞘他)

制作時期 江戸時代(17世紀)

鞘長 84.5cm

鐔 縦 9.4cm 横 6.9cm

鞘 木製、鍔韋包風黒漆塗、渡巻 欠損 布着痕

鐔 木瓜形 木製、覆輪 真鍮、切羽 なし

金具等 鞘口・足・責金・鑑・芝引・雨覆 真鍮葵唐草文打出

緒所 帯取 欠損、但し箱内に一の足の帯取、太鼓金欠損

その他 蓋表に「徳川家康奉納木太刀」、蓋裏に「平成十年三月吉日 調製」と墨書ある桐箱に収まる。同箱内には真鍮葵紋打出の太鼓金二つと葵紋三双目貫(一組と片目貫)、真鍮無文の革先金物二つが残存。

また、縦111.5cm、横82.0cmで上部にチチが四つつき、「大足彦忍代別天皇 安政五年 戊午十一月廿六日」と細筆で墨書のある、麻地に金糸の帳状の物が畳まれて収められている。

6 由来及び沿革

長久手市西浦401番地に鎮座する景行天皇社の進物太刀四口である。

進物太刀とは、上がり太刀・遣い太刀・造り太刀・進上太刀・献上太刀などともいい、献上する太刀の代わりとして烏目(錢)と共に奉られた模造の太刀拵である。

天保三年(1832)に祠人青山助太夫が寺社奉行へ書き上げた景行天皇社の「由緒書」(長久手市所蔵の細野要齋『長湫記附録』に「写」所収)によれば、同社への太刀献納記述として「右御備之御太刀、追而藤田民部殿を以御内意ニ而被召上、惣御紋付御金物作御太刀御納相成(下略)」とある。また、追って使わされた藤田民部とは、家康、忠吉、義直に仕えた藤田民部少輔安重(1558~1635)とも考えられ、時代的には齟齬がない。故に伝世する四口については元和八年(1622)に徳川義直が太刀を奉納した後に、その代替として納められた進物太刀「惣御紋付御金物作御太刀」の可能性が高い。

7 徴証、伝説、作者等

ツナギは、刀がない状態でも、柄と鞘が離れないよう維持しておくための部品である。ツナギは現在木で作られるが、古い時代は鉄で作られているものがあり、これが鉄で作られている景行天皇社の奉納刀は古い時代に奉納された証拠となる。ただし、折り返し鍛錬をせず、焼きも入れていないため、刃、刃文及び銘もなく脆い。また、状態から見ても、刀身と拵の制作年代は、江戸時代前期のものと推測される。

8 その他参考となるべき事項

進物太刀は、その用途から概ね仕様は極めて粗略で伝世するものも少なく、完品は幕末頃製作と鑑せられる物(東京国立博物館)がわずかに知られる程度にすぎない。その点、本作は残欠を含むが「惣御紋付御金物」の同仕様で四口が揃っている点と由緒書によりその制作年代が江戸時代初期にまで上がる可能性が高く、ツナギという刀身の代わりとなるものが、幕末頃制作の物に見られる木製でなく鉄製であることも管見では類品がなく、また前掲『長湫記附録』には当時の写生図(要齋息の一徳筆)も存しており、進物太刀の研究上極めて貴重である。

(添付書類)

- 1 現状を示すキャビネ型写真及び幻燈用スライド
- 2 地積図(史跡、名勝又は天然記念物の場合)
- 3 当該文化財の重要性及び保護の必要性を示す参考書類

現状写真



進物太刀(3)

進物太刀(1)

進物太刀残欠(2)

進物太刀残欠(4)

『長久手町史 資料編三 文化財』より



進物太刀(1) (部分)



進物太刀(1) (部分)



進物太刀残欠(2) (部分)



進物太刀(3) (部分)



進物太刀(3) (部分)



進物太刀残欠(4) (帳状の麻布)



進物太刀残欠(4) (帳状の麻布)



細野要齋筆『長久手記附録』より

- 御香合 唐物模様牡丹御帛絹包 太田村 福田 太郎八
- 御掛物 宗紫石
- 岩二水鳥 (絹カ) 御表装金欄模様百合唐草 軸象牙 太田村 林 永助
- 御硯屏 箱入 蹴躰焼青薬地紋人物二獅子 上吉田村 井戸太左衛門
- 御置物 南京焼人形 瀬州兼山村 藤掛 文助
- 御薫物入 南京焼染付模様牡丹唐草 一幅
- 雪中南天二鳥 絹地 御表装上下細しけ・中紫地金欄模様雲 雀・一文字白字白地金欄模様千羽鶴 軸鹿角ミカ(ヅキ 鎌島新田 木村忠右衛門
- 御軸 人物之画 慶舟筆 津島村 井沢 左助
- 同 花鳥之画 范古筆 須賀村 大河内竹右衛門
- 御皿 玉子手 拾枚 津島村 治右衛門
- 御軸 花鳥之画 宗紫石筆 同村 源 六
- 同 二幅対 鶴舟之画 桂意筆 同村 甚兵衛
- 同 雪中松之画 同村 藤五郎
- 同 牡丹之画 紫石筆 須賀村 藤五郎
- 御軸 同

り。最初地名を御尋の時、勝川なるを申上し事は、世に遍く知る所なり。
右、中切村伊衛門の話。辛亥四月七日。

○岩作村の取付に酒屋あり。先代を理兵衛といふ。今は喜十郎と云。川嶋氏なり。この西隣に、加藤某あり。

(傍記太郎衛) この家衰へて、古書等を川嶋へ譲る。今の主人喜十郎は、松井半兵衛と云者の家より養子に来れる也。

以上、大工次郎吉の話。癸丑四月十七日、所聞。

三 菰の滴 感興漫筆 (名古屋叢書 第十九・二十二巻)

解説 本書は、細野要斎の四五五年にわたる筆録で、要斎二六歳の天保七年(一八三六)から始まり、死去の年の明治十一年(一八七八)に終わる。原本は四二冊。

著者が時々、近郊に出遊して見聞したことを、感興の赴くままに筆録したもので、内容は仏像彫刻、書画古文書、古器類から、在々所々の寺社堂塔、碑石、産物など郷土史的な事物のほか、土地の沿革、伝説、縁起や、訪問した人々の印象、説話にまで及ぶ。筆者は度々長久手古戦場に来たらしく、その時に長久手村や岩作村で、あるいはその道中で見聞したもの、出会った人々のこと

三 菰の滴 諸家雑談(名古屋叢書三編 12)

解説 本書は、細野要斎選述、明治六年(一八七三)成立の書き本、すなわち鈔本で、「菰の滴」と題する遼大な隨筆手録中の一部に当たるものである。天保一五年(一八四四)から明治六年に至る三〇年間に、撰者が或る人たちから個別的に、直接聴取した話柄を選び、文章化したもの。七冊の稿本より成る。

筆者は尾張藩士、儒学者名は忠陳、字は子高、要斎は号。嘉永六年(一八五三)、四三歳で藩校明倫堂の典籍に任ぜられる。途中、一時辞職したものの、復職し、維新後も明倫堂の新学校で教授を勤めた。明治十一年(一八七八)没、六八歳。

本書二巻、自嘉永二年己酉夏至安政二年乙卯冬、凡七年の撰文中、長久手合戦および、岩作村の川嶋氏にまつわる話がある。

諸家雑談 二

自嘉永二年己酉夏至安政二年乙卯冬 凡七年

○勝川村甚助といふ者農民の家に、神祖御召服の片袖御紋あり。長久手へ 御出の時此者の家へ御入ありしに、有合せの御膳を差上げし時、御箸折しに甚助を召して、これは如何なる微ならんと御意ありしに、甚助、甚御吉微なりと申上げしかば、其意を御尋の時、一本にて天下を御取遊ばされんと申上しかば、殊に御機嫌能、その時御衣の片袖を賜はりし也。それより御先立を仕、長久手へ御出な

を、この隨筆中に留めている。ことに、三の「長湫紀行」、一二の「遊長湫記」は、当時の村々の様子をよく写す。

感興漫筆 三(弘化二至四年)

○元亨釈書巻、圓爾傳、圓爾、謂菅原諫議為長曰、我法中仏々手授祖々相傳、たとひ其道を愛すとも、師傳に因すんばこれ虚設なるべし、故を以て、それ世尊より五十五世、達摩より以来二十七葉にして、強弩の窮矢、魯縞を不穿といへども、猶系統の傳受を肝心としてこそ、釈子の称号は得たるものなれ、然らば釈家の传的傳せるを以て、儒に例してこれを思ふに、亦師資の相承を専要とせずんばあらじ、不知、貴辺の孔子よりの系統は、幾世を歴られたる事ぞやと問ければ、諫議はこれを聞るゝより、口を箝て退けり云々。

陳竊謂、道統の継絶ある、時運の然らしむる処、必しも面命口授せずとも足れり、諫議の口を箝める、何の意たるを知らず。吾道の統先輩道統の綱あり、因て吾国神道の統を記すこと如左、上件と相関るにあらず、只思ひ出るにまかせて記すのみ、これ亦継絶を論ずるは上の如くなるべし

天兒屋命、五十三傳卜部兼從、五十四傳吉川惟足、五十五傳垂加翁、五十六傳白玉翁、五十七傳五鱗翁、五十八傳觀潮翁、五十九傳玉良良翁、六十傳豊坂翁、

感興漫筆 五（弘化五年）

○戊申十月廿九日夜、石原春弥宅に会して書を講ず。十一月四日夜、陳が宅に集る而後、数会せんと約す。

同盟宮田敏字茂行 休庵赤塚町油商
石原孝緯 御茶通坊主 能野屋吉平治
出来町住通春弥

寒菊

荒園抽萼一皷々 分色窓前紅葉堆
莫道向寒詩料乏 霜晨也見此花開

詠史 池田氏戰死于長液

附勢趨時忘旧盟 何知天意与丹誠

長液山上□□□ 万古松榮信義明

小春涉園

荒園日暖衆禽啼 滿眼紅楓望欲迷

占斷小春何處最 早梅香動屋東西

垂釣

扁舟移棹過前村 一望悠然浪有痕

故々投竿心未歇 岸楓風絕月黃昏

次岸上氏琵琶橋酌

結構偏驚眼 東西長短橋

水光浮日転 竜影帶烟迢

角力

權輿於上古 練技奉王公
有礼而争力 堪称君子風

冬夜煮茶

莫逆交情在以文 寒宵烹茗共歡欣
一甌下喉心身爽 半榻圍炉香氣薰

玄壁綠花芳可愛 青雲素玉味堪分
清吟坐久頻添炭 猛沸声為松韻聞

感興漫筆 卷十二（嘉永六年）

○遊長液記

癸丑四月八日、渡辺綱雄と共に、長液に遊ばんと、辰の半刻過る頃家を出、矢田村を經、矢田堤を東行し、猪子石原村の茅店に小憩し、綱雄、酒を飲、猪子石を一見し、小徑を屈曲し、月心寺に至る。禅宗の洞家なり、見るべきものなし、寺を出て東行し、勘解由塚の側を過ぐ、天正の戦に木下勘解由は、己が乗たる馬を秀次に進め、指物を地に立、其所を不去討死せしが、其墳上に一株の松を植てしるしせり。勇士と謂つべし。少し東の丘に又一株の松あり、神君の敵を望み玉ひし所なりと云。午の下刻、長液郷の景行天皇祠を拝し、神職青山式部を訪ふ。式部は家に在らず、其父助大夫、今は隱遁して耕耘を事とすと云、出接す。綱雄飄酒を出してこれに飲しむ、陳も飄酒を与ふ、助大夫飲を囁む事甚し、綱雄と共に二瓢の酒を傾け尽せり。其際古戦場の話をなし、又神祠

の棟札の古きを出し示し、神君の此祠へ納玉ひし木太刀四振を出して拝せしむ。陳好古癖を發し、ことごとく謄写し畢れり。

面

奉造立 長久手郷御社一畢

大檀那 道 智 房

承和四年己七月一日

并 奇 藤 五 郎

背

当社古碑之砌在齋藤末孫宗札字之悲曆滅過長寿逢僧鑿之畢
從是而當鄉弥口繁昌天下太平国土安泰如意吉祥之所也

享祿三年庚六月八日

彌宜 助二郎代

沙門慶祝穿之
齋藤平左衛門尉
同 民 部 丞
牧 弥 九 郎

此一片、承和に書したるを享祿に彫刻したる也、彫刻のとき、字を誤るものありとみゆ、則右旁に朱書す。

五十四代 承和六年より嘉永六年まで千十五年
仁明帝 享祿三年より三百廿四年
後奈良帝

承和四丁巳年
此所有字難読

七月立始也

大檀那 奇藤五郎

同道智房

彌宜 助二郎代

此一片助太夫の祖父これを彫と云、蓋其読べきもののみを彫るのみ、承和の記は創立の年を記すのみ、この傍は後年のもの也、年

号読べからず、背に字なし、蓋し磨滅する也。

青

尾陽城主武運長久
一天泰平四海靜謐一社一光殿安穩
萬民快樂氏子繁昌

愛知郡長久手村
川本十左衛門
川本市郎右衛門
寺嶋平七郎
山田松右衛門
惣村中氏子

外に説得ざる者二片あり。

奉造畢上喜致精成以伸供養儀

奉立造……所 大工

東照宮、長湫祠へ御奉納御木太刀



如此者三振 箱入 又同品の者一振長久手の戦後、
三振箱入御太刀と題す、形は皆同じ、惣振箱入
網雄、挿秧の図一片を携行で、彼家の児に贈らんと欲し、自らも
題し、予にも題せよといふ、予題す、曰。

自雄図挫敵 二百七十年 昔日干戈地 懇開為沃田
要 齋

請ふ、僧出て接し、堂上に延き茶を出す、同日は前住和尚の三年忌の速夜なるを以て、御下屋敷護国院の和尚を請じて夜中説法するの標示、門柱に黏しあり。堂上に影像をかけたなり、図上に自賛あり、二句室無端装上面図來依旧眼晴烏律々 天保甲辰子自題とあり、和尚名を記成といふ、牌子を前に安ず、この法会あるを以て、今日には品蔵する所の記録も出し示すに暇なしと云。此時、午半刻頃なり、握り飯を喫し畢て僧に辞し、いろかね山の頂に上りて御鉢机石を拜し、一徳をしてその図を草せしむ。山麓にある伴氏の碑文をも写す。本堂の左旁に観音堂あり、欄間に記成和尚重脩大悲閣の記を掲ぐ、写さんと欲すれども文長ければ他日を期して寺を出。道の右旁寺に入時 に首塚あり、福富氏の碑あり、文字分明ならず。巳に写一本を蔵すれば 小憩して畢て長久手山を徘徊し、三将の戦死蹟を一写さずして去る。長久手村の祠人青山氏を訪ひ、敬公御奉納の神宝御太刀を拜し、一徳をしてこれが図を草せしむ。陳問て曰、神祖以來御寄附品の目録及細記古状等あるや、青山氏曰、是藩士加藤氏信之丞の家に在り、わが家にあるべきを如何して彼家に伝ふるや未詳と。加藤太郎右衛門の系統は藩士太郎右衛門を宗とす、信之丞は別家なり、乃ち由緒書一冊を携へ出てこれを示せり。この冊頗る古代を証すべし、因て倉卒にこれを謄写す、此時、日巳に哺するを以て青山家を辞し、村民仁左衛門が家に至てその所蔵の兵器を見ん事を求む。仁左衛門家に在らず、女子これを携出て縦観せしむ、往年巳に一觀す、今日再れが図を製せ 乃ち一徳をして図を造らしむ、日黄昏に及ぶを以す勿しめんが為也

東照神の御秘威を仰ぐ哉

ふたも、とせのあとをたづねて

忠 陳

助太夫導て血池のほとりを見す、血の池は富士が根の東に在り、長嶺村の入口、戦後の年回毎に血出ると。云当年二百七十年なるが、三月頃よりおびたしく出て池に盈たり、頃日にては、朝東北隅より出、屋頂あまねく赤くなり、夕には色を失ふ、今日西南又南方にも血色の浮びたるを見る、水垢は水上に浮べども、これは水上より少し下でありと云、これを見畢て小丘に登り、南北を眺望し、岩作村に出、日巳に暮たりて 猪子石に小憩し、綱雄酒を飲、亥の刻頃、家に帰る。嘉永六年癸丑四月九日雨中識之 忠 陳

感興漫筆 十八 (安政四年)

○四月九日、今日昔年長久手合戦の日なれば、彼古戦蹟を訪んと、巳刻過る頃より家を出一徳矢田河の堤を經、猪子石村に至り小憩し、猪子石村の街道三州街直に行、岩作村に至る 松原を越て直道を左、寺の左に出、石作の神社あり、山上に石を社としたるあり、この前を過ぎ小徑をわたりて終に安昌寺の門前に至る。乃ち入て小憩せんと

々に此家を出、村内を過、猪子石に至て小憩、握り飯を喫し夜中亥刻家に歸。

安昌寺の位牌堂に安置せる位牌

開基 大翁院殿大雲道用大居士 朝岡氏の記、岩崎妙仙寺の記
前任総持当寺開山居雲集和尚大禪師

当山前住 雲山道大禪師

明岩泰大禪師

此余、今日撰写する所の諸図は、別に一冊としてこれを蔵す。
長久手に初て遊ぶは弘化三年丙午八月十一日也。林品美と同行

再遊は嘉永六年癸丑四月八日也。渡辺綱雄と同行
漫筆十二

三遊、同日一徳と同行。

更に地理に委しき人に従行て、その詳を問んと欲す。

○追記

安昌寺の僧に、同日は戦死の正忌日なればさだめて説経回向ありしなるべしと問へば、僧答へてその事なしといふ。予謂、僧は平等大慈悲を旨として一卷の説経をも普及於一切と回向す、況や此寺古戰場近き地にあり、開基の主は戦死第一の忠臣丹羽氏次郎の家兄助たれば、特に心を用ひて先亡の菩提を弔ふべきに、其事忘れたるが如くにして、徒に先住の年回の法会のみを営むは何事ぞや、もし彼が禪見を以て一衆生の度すべきなし 金剛など道辞せば、何が故ぞ先住和尚の追福を営むや、是天野信阿翁の塩尻にも論じ置れしごとく、当今に勢ある家の牌子などは恭しく茶菓珍羞をそなへて説経し、己に利なき亡靈の跡は等閑にして忘れたるが如くなりと思ゆ、人情の

而長一の塚ニ至り見申候、古松一株一團の山下ニ而北向ニ建有之候、明和八年卯十二月八日国戸人見奈赤林孫七郎兩人の名有、夫紀伊守之助の塚へ行、池田紀伊守之助戦死之場と有之、同上也、夫が北少高ミに池田勝入信輝戦死之場と有之、何レも古松一團の麓也、夫が鳥ヶ廻間、カフヶ川を隔て、勝入長可向ニ井伊直政打上ヶ敵方之打下ヶノ責合場所絶ヶ懐の後、血の池を廻り、當二月上旬毎日戌亥之方辰己之方へ血流レ出て、夕方ニ一面ニ成沈ミ申候、又翌朝も右之通日々ニ而候処、當月ハ止ミ候良、夫が切通し道を横切り、東北の方ヶ富ヶ根へ廻り、山上富士権現の社南向ニ有之、諸方眺望南ニ下る人有之、遙向ニ切通し小田切彦十郎弓之場見ゆる、色ヶ根ヶ西南に當ル大森山榎の木山上ニ有之候、山西ニ見ゆる山の北が西を見れ、バ山越に小牧山至而少く見へん、夫が道下りて岩作へ行道ヶ南を見れば、細ヶ根高根山是ハ高山ニ而北が見れハ赤瓦山也、木なし柴草斗也、続而杉ヶ根矢張赤瓦山也、少し早くし其次松ヶ根同様高ミにて赤山也、夫が少し隔て富士ヶ根也、是ハ木多く少し早き方也、其道を北へ行ヶハ岩作村井籠ヶ根街道也、郷中打越候へハ、井籠ヶ根向ニ見ル安昌寺二町も此方ニ左手田の中ニ榎一本繁たる塚ニ前ニ石碑有上ニ首塚ト有東向「首塚……………」裏ニ文字有年号宝永三年四月九日浅岡親重と見ヘル、又志町斗行ヶバ右ニ観音の制札など有、直ニ安昌寺也、御門を抜ヶ山上へ上ル、上り口右手伴若狭守石碑、夫が段々上り候へバ御床机石有、是御馬立山也、前ニ南向ニ御床机石裏ニ柴垣□□と有、其北前之山を浅尾山云瓦山也、夫ニ最初

その浅尾山へ被為成、夫が此色ヶ根山へ被為成候良助大夫咄し候也、東ニ大草、北熊、前熊、猿投山など見ヘル、北ニ東谷山見ゆる、其処ニ而助大夫前熊江行候付別て助大夫ハ東江行、仍而如元南へ下り「元」の道を下りて安昌寺へ立寄り、裏の縁へ廻り茶を呑、弟子僧二三人達先ニ隠居之事を聞に、前熊善應寺ニ住職之良先住之忍ハ江州彦根清涼寺之末寺□□寺ニ住職之良、当住之儀ハ能登の惣持寺が京都へ罷出候哉と咄候、仍而留守也、夫が元之道をさして南へ行事、長湫之助塚を南へ、岩木畑之場を越して一里斗ニして山中へ出て、岩崎之滝へ出る、又南へ行候内、同所有て向之方山也、其山畔を伝ひ東へ行事二三町斗に南へ行旧道有、少し東南へ行方也、直ニ城山へ出ル、堀向に天守台有、天守台ニ弁慶背くらべ石程の岩を印に立たり、城跡之方ニ井戸有、天守台を下りて戻て妙仙寺へ行、鎗井丹羽家之系譜いろく一箱大椿山妙仙寺、今播州三春丹羽若狭守領分ニも有之、引寺之跡なる良咄ス、折戸ノ城主丹羽和泉守氏從之孫、氏興之長子若狭守氏清と有、討死之士丹羽四郎右衛門、同善七郎、同助六郎、同内蔵助、同弥太夫、須賀四郎右衛門、同六蔵、今井七右衛門、岩諸利右衛門、平松藤六、林市蔵、近藤久蔵、森傳次郎、加藤藤左衛門、今井小右衛門、鈴木五郎右衛門、同万作、加藤太郎右衛門、柴田喜八郎、牧源四郎、今井介八郎、武屋亦助、中嶋与七郎、後藤甚十郎、横井六左衛門、室田五郎右衛門、丹羽平五郎、水野彦右衛門、加藤亦兵衛、山本市蔵、丹羽七右衛門次郎、同孫作、今井四郎三郎、鈴木助蔵、同太郎助、古橋吉太郎、山村カナ蔵、鈴木

木久太郎、同源次郎、武屋十郎兵衛、四拾壹人、未巻ニ享保七年十二月廿四日鈴木重弘ト有、又系図ニ鈴木重弘其先氏清ニ仕、父光信ニ從て小牧ヶ敵軍を突、首二級を得たり、干時年十八、其先鈴木三郎重家ハ源義経に從て功有、氏清城を岩崎ニ築く、重徳從之其子重澄重家十二世之孫也三州伊保郷四村千石を重澄ニ玉ふ、末寺折戸の重澄其子光澄也三州伊保郷四村千石を重澄ニ玉ふ、末寺折戸の宝泉寺ニ丹羽之位牌有、氏員、氏興、氏清、氏識、勝氏、氏次、氏信、氏定、氏純、氏明、氏音、從氏享保七年服部直好、丹羽ハ清和天皇十三代森氏七男公源一色也、地藏石碑二基有、丹羽氏清石碑也、文字難分其左ニ並て

籌勝院傑傳良英大居士
元和九癸亥十二月廿四日鈴木主水正重宣

並ニ

傑村瀨英大禪定門 丹羽氏代々之戒名不相分
追吟味之事
村瀨仁右衛門祖か

其内及黄昏、其西村里百姓家を相類弁當遣ひ、夜ニ入出かけ候而、駿河町街道西南を指て高針末森ニ至り、大海道也庄屋前を南へ矢場へ出て歸る、九時ニ及ぶ、
式内和尔天神故有之敷 神明 承和ヶ之棟札有、元ハ三社
長湫青山助太夫咄しニ 長湫の蜻蛉ノ大明神景行天皇を
祭ると云とそ 森ニ三社有之也
根ノ神ト云白山也

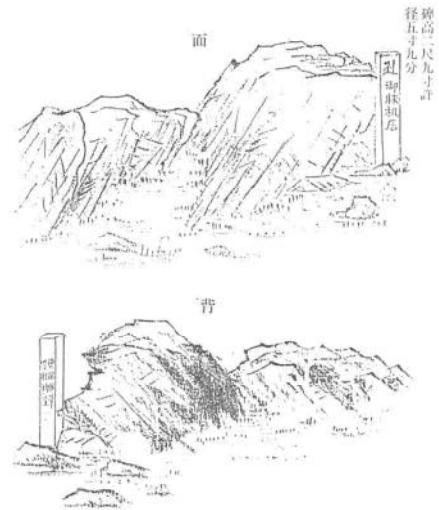
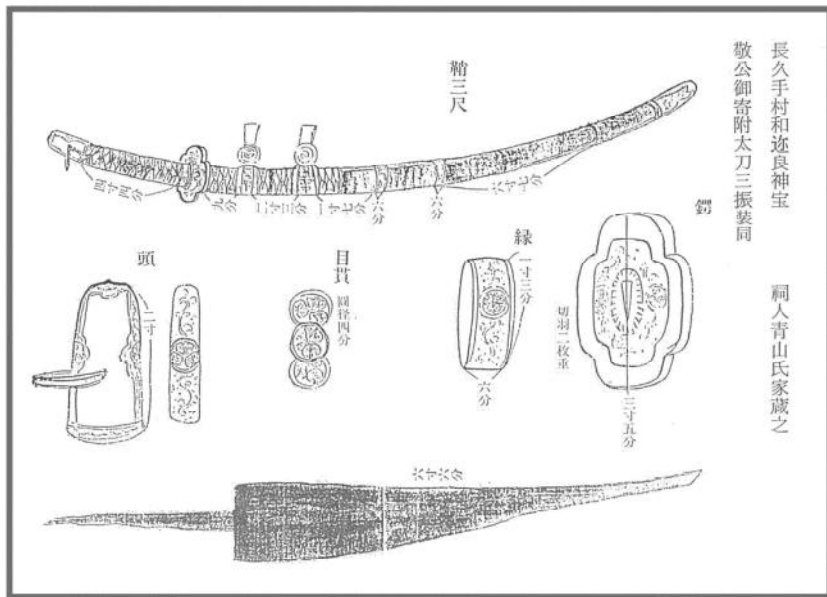
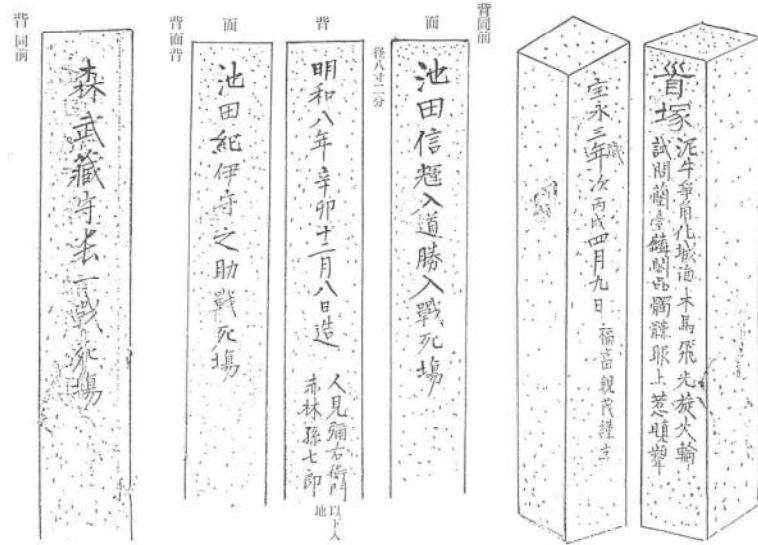
秀政の備ハ三社の前之山と有之、此三社の前之山也、今ノ三社の前

と心得ルハ不得違也、私支配いたし候三社ハ根本忠右衛門と申者御守致居候、夫が今三十八代斗ニ相成申候、大且那斎藤道智坊、同五郎と申棟札有之

元 長湫記附録（長久手町教育委員会蔵・写本）

解説 本書は、細野要齋著、江戸時代後期成立の長久手古戦場にかかる記録、全一冊。著者は弘化三年（一八四〇）、嘉永六年（一八五三）、安政四年（一八五七）に、三度にわたって長久手古戦場を訪れ、その折の紀行を著者の随筆集「津の滴」のうち、「感興漫筆」に「長湫紀行」、「遊長湫記」として記している。

本書は、右紀行のうち感興漫筆にまとめきれなかった事柄を詳しく述べ、図説するもの。本書の成立年は記されていないが、記述中、「感興漫筆」の安政四年の記事と同一箇所が見られるところから、少なくともそれ以降の成立であろう。本書中、天保三年（一八三二）に青山助太夫が寺社役所へ書き上げた景行天皇社由緒書の写しは、同社および長久手村の草創期を知る上で貴重な資料である。著者についての説明は、感興漫筆の項に譲る。



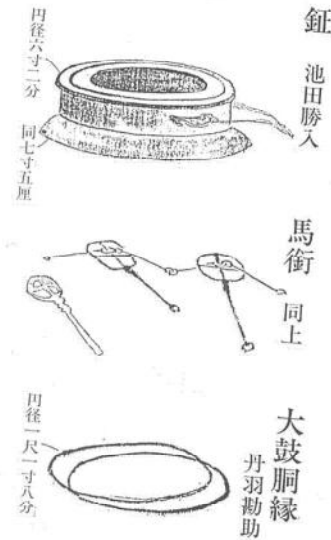
御武運御長久、御子孫御繁栄之御祈禱可相勸旨被仰付、兩社御積
 毎年御役所江奉差上候管被仰渡候
 右二付、於兩社、例年兩日御祈禱相勸、而積毎年差上來申候
 処、何比々敷御差留相成候由申伝、當時御積差上候儀は中絶相
 成申候得共、御祈禱之儀ハ代々相勸來申候
 一、同年四月、當社江此度御紋附御提灯御寄附被為在候付、右御提
 灯張灯之定日相極、藤田民部殿江差出候書付、右之通御座候
 當社江此度御紋付御提灯八張御寄附、依之張灯之定日
 正月三ヶ日 六日 十四日
 二月祈年祭 初午日 七日 香呂義林 八幡宮神前
 四月 御公義様 御家様重キ御祈禱日 八日
 一 六月十六日 夏越祓日 兩日小之月 四月有之月 九日
 一 九月十四日十五日 八幡 四月有之月
 一 同月廿九日 本社祭礼
 一 十一月新嘗祭 初卯 八幡宮神前
 一 入寒日 寒半日 寒明
 一 十二月晦日
 一 五節句 八朔
 一 毎月朔日 十五日 廿八日

〔采書〕
 以下抄略文
 別社 皆村内ニ在

熊野社 四尺四面 境内五畝歩
 祭神 大板葺
 天倉下命
 神社 式尺四面 境内五反歩
 祭神 尾張金連
 尾張金連
 神社 式尺四面 境内壹畝歩
 祭神 吾滿津媛命
 〔采書〕
 右鎮座年月未詳

天保三年申月 青山助太夫

長久手村農夫仁左衛門所藏 往昔戰後仁左衛門屋祖某
 拾得之戰場云

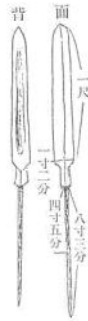


〔采書〕
 筋アリテ首ノ
 処ニトニ黠黒ナ
 ル六廿日表表ナ
 ク卷テ蔵タル
 時煤ノシタル也
 凡テ折トス
 御紋附タルハ
 銀斗目ヲ
 裁テ表
 装ニ加ヘ
 タル也

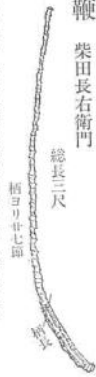


御料紙ニ直紙トシ

鎗 丹羽勘助 丹羽源五郎



竹鞭 柴田長右衛門



右五物、主名隨村民話而記之、其拠未詳
 ○春日井郡牛牧村農夫彦左衛門所藏縮図

〔采書〕
 表裝ハ今ノ
 彦左衛門カ
 祖父ノ時ニ
 收メタリト
 云

〔采書〕
 御藏人百姓
 彦左衛門象ハ小畑城址の正北二町許ニあり、窓前ガ南
 面に城址を望む
 右の御筆ハ昔時長久手御陣の時彦左衛門が家祖某、御
 器及御旗を上りし時賜ふ所也、是今の彦左衛門八代
 祖也ト云、家祖某始の名未詳、命ある事右のことク
 御所に与七郎改トアリ、なりしより、與七郎と改名す、其後歴代与
 五郎と称すと云

初代 某與七郎 二代 某 三代 某 四代 某 五代 兵右衛門
 六代 活助 彦左衛門 八代 彦左衛門
 後与七郎 初与七郎

御幕御旗ハ村内五月織を聚めて上りし故に、今に
 至る迄、五月の織を村内に立る事なし今の彦左衛
 門が祖父活助とハ里正の職たりしか、父彦左衛門
 よりハ其職に在らず、故に記録等他家に傳附して、
 家にハなしと云

○勝川村長谷川甚助の事
 往年中切村伊右衛門に傳聞する所、左のことし、
 長湊御陣の節、勝川村にて御案内申上しハ、長谷
 川甚助といふ者也、此家今にありて、同じ名を称

(案)

8長生第4470号

令和8年3月 日

長久手市文化財保護審議会
会長 杉野 丞 様

長久手市教育委員会
教育長 大澤孝明

長久手市文化財保護条例の規定に基づく有形文化財の指定について（諮問）

このことについて、長久手市文化財保護条例第4条第4項の規定に基づき、下記の有形文化財を審議されるよう諮問します。

記

- 1 種別及び名称
有形文化財 進物太刀
- 2 員数
4口
- 3 所在の場所
長久手市西浦401番地 景行天皇社
- 4 申請者の氏名及び住所
景行天皇社 代表役員 丹羽 亜聖
長久手市西浦401番地